

史跡名越切通まんだら堂やぐら群C群エリア整備設計業務委託
特記仕様書

逗子市教育委員会

1 適用範囲

本特記仕様書は、史跡名越切通まんだら堂やぐら群C群エリア整備設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本業務は、逗子市教育委員会がこれまで実施してきた史跡名越切通の設計方針、整備成果を十分に理解した上で、同史跡内のまんだら堂やぐら群C群エリアについて、景観及び地形を保全しつつ、安全かつ効果的な公開活用を行うための整備に向けた設計を行うことを目的とする。

3 業務の場所

本業務の対象は、史跡名越切通指定地内まんだら堂やぐら群（逗子市小坪7丁目地内）C群エリアとし、詳細な業務箇所は別添位置図に示すものとする。

4 業務の期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和8年3月23日までとする。

5 一般事項

- （1）特記仕様書は、逗子市教育委員会が実施する本業務について、契約書及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- （2）特記仕様書に定めがない事項については、契約書によるものとする。
- （3）契約書及び特記仕様書に記載された事項は、特記仕様書を優先するものとする。
- （4）業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか、測量・調査・設計業務共通仕様書（令和3年4月神奈川県県土整備局）に準拠して行うものとする。準拠するにあたっては神奈川県を逗子市と読み替えるものとする。

6 留意事項

本業務の対象であるまんだら堂やぐら群は、鎌倉～室町時代に造られた横穴式の葬送供養遺構であるやぐらが密集して存在する国内でも希少な文化財である。やぐらの多くは地上に露頭しているが埋没しているものも少なくなく、史跡名越切通を構成する重要な要素であるため、業務に当たってはそれらの価値を損なわないよう十分留意するものとする。

7 業務内容

本業務の内容は、まんだら堂やぐらC群エリアの公開活用施設の設計であり、以下の項目について実施する。

（1）業務計画書の作成

業務の実施に先立ち、受注者は、業務目的・主旨を把握した上で本特記仕様書に示す

業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

また、業務計画書には、業務概要・実施方針・適用基準・業務工程表・組織体制・打合せ計画・成果物の内訳及び連絡体制等を記載し、発注者に提出した上で業務を実施する。

(2) 既往資料収集整理

本業務対象地並びにその周辺地域の自然的・歴史的・社会的条件について、既往資料の確認及び現地確認により把握する。

(3) 整備基本方針の検討

過年度実施の本史跡に対する「保存管理計画」「整備基本計画」「整備実施計画」「整備基本設計」並びに、現地状況や実施に対する与条件を踏まえ、設計に対する基本方針の検討及び設定を行う。

(4) 実施設計の検討

既存の埋蔵文化財調査結果及び整備基本方針を踏まえ、次の項目について設計検討を行う。なお、整備においては遺跡の保存管理の観点から、必要最低限、公開に必要な施設整備をしていく計画である事に留意する。

なお、各項目の整備手法や工法等については年度内に開催される国指定史跡名越切通整備検討会において検討し、手法や工法等について委員の意見や助言を反映させるものとする。

1) 全体計画

設計対象範囲について、設計検討による造成地形、予定する整備諸施設や園路線形等の形状を反映した計画平面図を作成する。

2) 地形造成設計

業務対象地内において、遺構保護に必要な盛土厚の確保、急傾斜地保護の観点から必要な場合には地形造成を行う。設計においては、現地での施工を考慮し、遺構保護盛土層、堆積土等の切土・盛土等が最小限になるよう留意する。断面数は7本程度を想定しているが、断面の位置と数量については発注者と協議すること。

3) 動線・園路設計

本史跡への来訪者が史跡への理解及び安全・快適に見学が出来るよう、見学路の設計を行う。業務対象地は段差のある地形となっているため、必要な場所には安全に移動できるよう階段の設置を検討する。

また、本史跡の特性上、遺構内への立入防止対策、転落防止対策等のため、見学エリアの制限等が必要な場合には進入防止柵の設置を検討する。

なお、設計に当たっては、遺構表示と誤解を受けず景観を妨げない工法を比較検討し材料や製品の選定を行なうとともに、史跡内の地形形状に留意し、階段等設置における基礎構造等について、使用時の安全を確保しつつ遺構への影響が最小限となるよう配慮する。

4) 施工計画

業務対象地の制約条件を踏まえ、各工種の施工方法を検討するとともに、整備を実施するために必要となる資材搬入及び施工ヤード、資材仮置場等について検討を行ない、仮設計画を策定する。

(5) 実施設計図の作成

設計検討及び施工計画を踏まえ、設計図面の作成を行う。設計図面は、全体計画平面図、各計画平面図、主要断面図、各施設の詳細図、仮設計画図等の作成を発注者との協議の上実施する。なお、各図面の作成にあたっては、発注者が別途実施する測量業務の成果品（令和7年10月31日納品予定）を適宜使用するものとする。

(6) 数量計算書の作成

上記の設計図面を取りまとめ、数量計算書を作成する。

(7) 概算工事費の算出

数量を基に概算工事費を算出する。

8 打合せ協議

打合せは、管理技術者立会いのもと、下記のとおり行うものとし、回数は4回を基本とする。

(1) 業務着手時 1回

(2) 業務中間時 2回

(3) 業務完了時 1回

なお、設計業務に関する打合せ記録の内容については、発注者・受注者双方で確認し、その作成及び整理は受注者が行うこと。

9 会議運営補助

対象地が史跡指定地であること、歴史的に重要な価値を持つことから、業務における計画、設計に対し、国指定史跡名越切通整備検討会の意見を求める必要があるため、会議の開催を予定している。受注者は会議の開催にあたって必要な資料を作成するほか、管理技術者は会議に出席し、資料説明、意見集約その他運営補助ができる体制を整えること。また、会議の内容を要約した議事録を作成し、発注者に提出すること。

なお、会議の開催は年度内に1回を予定している。

10 安全管理

受注者は、現地調査等において必要があると判断した場合は、適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めること。

11 貸与資料

貸与資料は以下のとおりとする。

(1) 既往資料

- 国指定史跡名越切通整備基礎調査委託 平成10年9月 応用地質（株）
- 国指定史跡名越切通測量図化委託 平成12年3月 朝日航洋（株）
- 国指定史跡名越切通保存管理計画策定報告書 平成13年3月 逗子市教育委員会
- 国指定史跡名越切通崩落対策検討委員会報告書 平成16年3月 逗子市教育委員会
- 国指定史跡名越切通整備基本計画策定報告書 平成17年3月 逗子市教育委員会
- 国指定史跡名越切通測量図化委託 平成18年3月 朝日航洋（株）
- 国指定史跡名越切通第一切通園路整備実施設計業務委託 平成18年3月 応用地質（株）
- 国指定史跡名越切通崩落対策工事報告書 平成19年3月 逗子市教育委員会
- 国指定史跡名越切通測量図化委託 平成19年3月 朝日航洋（株）

●国指定史跡名越切通整備実施計画 平成 19 年 3 月 逗子市教育委員会

(2) その他必要となる資料

12 個人情報の保護

受注者は、本業務実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

13 担当技術者の要件

本業務実施にあたっての管理技術者、照査技術者及び文化財保護技術者については、下記に示す資格を持つ者とし、史跡整備や考古学の見地が必要になるため、指定文化財(史跡)における調査及び整備設計業務の実績がある者とする。

- (1) 管理技術者：技術士（総合技術監理部門：建設 都市及び地方計画）もしくは技術士（建設部門：都市及び地方計画）、R C C M（都市計画及び地方計画）のいずれかの有資格者とする。
- (2) 照査技術者：技術士（総合技術監理部門：建設 土質及び基礎もしくは地質）、または技術士（建設部門：土質及び基礎もしくは地質）、または R C C M（土質及び基礎もしくは地質）のいずれかの有資格者とする。
- (3) 文化財保護技術者：学芸員の有資格者とする。

14 成果品

成果品は以下のとおりとし、提出先は、逗子市教育委員会教育部社会教育課とする。

- (1) 設計報告書（A 4 版） 2 部
- (2) 電子データ（C D－R 等） 正副 2 枚
- (3) 打合せ記録簿（報告書に添付可） 2 部
- (4) 検討会議事録 2 部
- (5) その他発注者が必要と認めるもの

15 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後に誤測又は不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

16 成果品の帰属

成果品は、すべて発注者側に帰属するものとする。

17 照査

本業務における成果品の照査について、照査の経緯、内容等を記録した照査報告書を報告書に綴じ込み、あわせて提出するものとする。

18 その他

- (1) 本業務に関する事項については機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり利用してはならない。
- (2) 受注者は、業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (3) 業務期間中においても、発注者から成果品の一部を求められた場合は、直ちに提出すること。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。